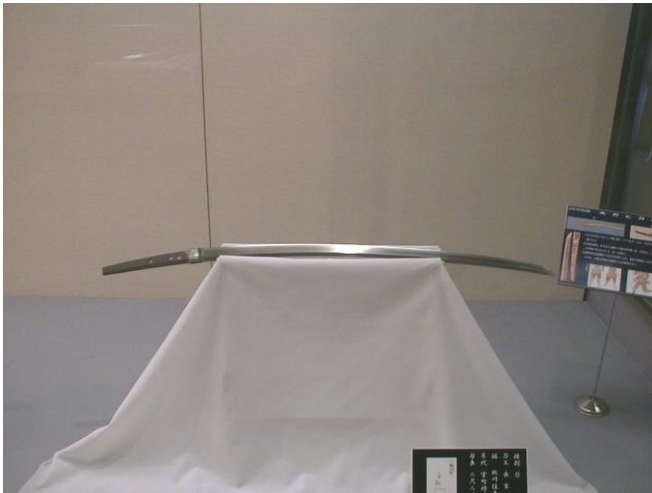


## 刀(打刀 (うちかたな)) 銘 桃川住長吉

刃長は2尺2寸4分(67.9 cm)。銘は五字銘で「桃川住長吉(ももがわじゅうながよし)」とあります。桃川とは現在の村上市桃川に比定されます。

長吉は鎌倉時代末に初代、室町時代に2代、3代と続きますが、本刀は室町時代の作と考えられています。長吉の鍛えた刀としては、新潟県内でも数少ない刀剣の一つです。

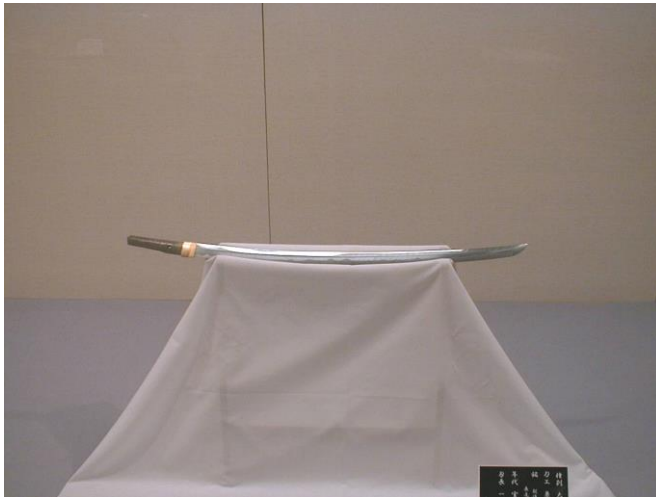
なお、この刀剣は、文化庁の(米軍)接收刀剣類(別称 赤羽刀)の譲与に伴って、平成11年に村上市へ譲渡されたものです。



## 太 刀 銘 越後國住兼先作

刃長は1尺9寸9分(60.3 cm)。室町時代の作で、銘は「越後國住兼先作(えちごのくにじゅうかねさきさく)」とあり、注文者または所持者銘として「長尾出雲守」とあります。銘にあるように越後国で作られたことは間違いのないと思いますが、長尾出雲守が誰であったのかについては、現時点ではわかりません。

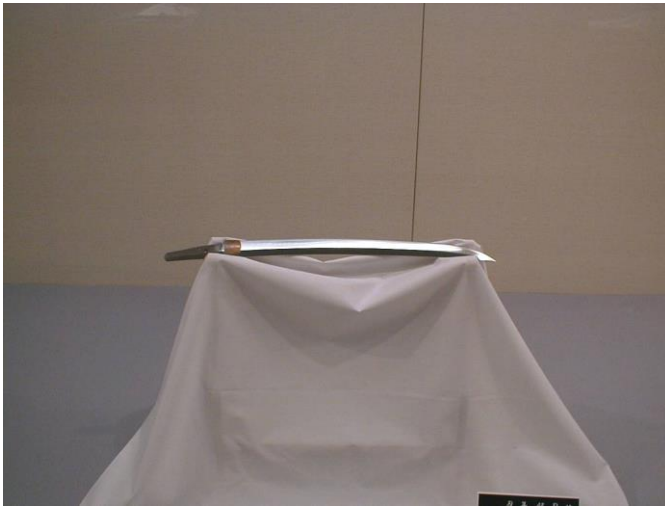
なお、この刀剣は、文化庁の(米軍)接收刀剣類(別称 赤羽刀)の譲与に伴って、平成11年に村上市へ譲渡されたものです。



## 脇 差 銘 越後國春日住兼則

刃長は1尺5寸8分(47.8 cm)・室町時代の作で、銘は「越後國春日住兼則(えちごのくにかすがじゅうかねのり)」とあります。この兼則は天文頃(1533~1555年)に、美濃から越後春日山に移住し上杉謙信の軍団の刀剣を数多く鍛えた刀工と伝えられています。この脇差もそのうちの一振だったのでしょうか。

なお、この刀剣は文化庁の(米軍)接收刀剣類(別称 赤羽刀)の譲与に伴って、平成11年に村上市へ譲渡されたものです。



## 刀(打刀) 銘 北越住藤原兼宗鍛之

刃長は2尺2寸1分(66.9 cm)。銘は「北越住藤原兼宗(ほくえつじゅうふじわらかねむね)」、年紀銘「慶應二年寅八月日」とあります。江戸時代後期に作刀された新々刀に分類されます。

兼宗、はじめは勘五郎と名乗っていましたが、天保7年(1836)に、藩の御用鍛冶となり藤原兼宗と改名しています。

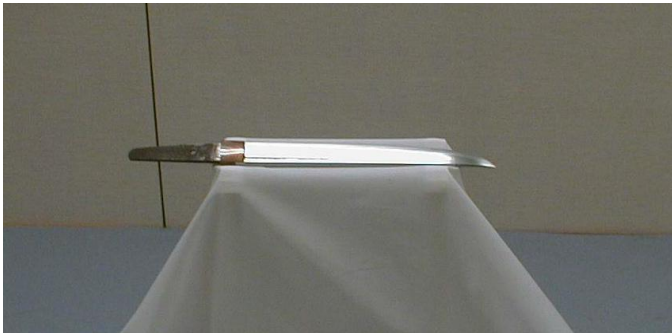
なお、この刀剣は文化庁の(米軍)接收刀剣類(別称 赤羽刀)の譲与に伴って、平成11年に村上市へ譲渡されたものです。



## 短 刀 銘 一成作

刃長は1尺6寸(48.5 cm)。銘は「一成(かずなり)作」とあります。一成とは、村上城下鍛冶町に住した川村与惣右衛門一成のことで、一成は槍も鍛えて藩に献上しています。現存する刀剣に「北越村上輿惣兵衛尉藤原一成」と「嘉永七年二月」の銘が切られたものがあります。

なお、幕末には「一次(かずつぐ)」という刀工もおりました。本館に「村上住源一次作」と「慶應三卯年」の銘が切られた刀剣も展示していますが、一次についての詳細は不明です。



## 刀 装 具 鳥居三十郎所用大小拵

刀剣を携帯し、使用しやすくするための付属装置全体を刀装といひ、その部品を刀装具と言います。刀装具には、鐔(つば)・柄(つか)・目貫(めぬき)・縁(ふち)・頭(かしら)・栗形(くりがた)・鐙(こじり)・小柄(こづか)・筭(こうがい)などがあります。また拵とは、刀装の形式のことで、太刀拵と打刀拵とがあります。これらを製作する職人を飾り金具師(彫金師)と言います。

この大小拵は打刀拵で、刀装具は 村上城下に住した桂一明の手によるもので、あらゆる金属と技法を駆使したすばらしいものです。



## 甲 冑 六十二間筋兜二枚胴具足

旧村上藩士伝来の甲冑（かっちゅう）で、兜（かぶと）は、筋兜（すじかぶと）六十二間、銘は義道（よしみち）。室町時代末期、鎧（よろい）全体は江戸時代中期頃のものです。

小具足については、前立（まえだて）は網代軍配。吹返（ふきかえし）は覆輪（ふくりん）、三ツ丁字巴紋。鋳（しころ）は五段切付毛引威（けびきおどし）。面頬（めんぼう）は垂三段毛引威。袖（そで）は六段切付色々威。箆手（こて）は三本筒箆手。胴は二枚胴。草摺（くさずり）は七間五段切付。佩盾（はいだて）は伊予佩盾。臑当（すねあて）は五本篠。本甲冑は、当館に収蔵している甲冑の中でも、重厚さと細部意匠に優れたすばらしいものです。



## 甲 冑 五十二間筋兜桶側胴紺糸威具足

旧村上藩士伝来の甲冑で、兜は、筋兜五十二間、総覆輪斎垣（そうふくりんいがき）兜（兜鉢の下部全周を斎垣と呼ばれる装飾金具で覆い、兜の筋と斎垣に覆輪を施したもの）。兜は室町時代中期、鎧全体は江戸時代中期頃のものです。

小具足については、前立は卍。吹返は透紋有り。鍔は饅頭・五段紺糸威。面頬は垂三段紺糸威。袖は六段切付紺糸威。籠手は皺瓢籠手・錆地塗。胴は桶側二枚胴。草摺は七間五段紺糸威。佩盾は練板佩盾。臑当は五本篠。





## 甲 冑 五十二間筋兜桶側胴紺糸威具足

旧村上藩士伝来の甲冑で、兜は、筋兜五十二間、銘は明珍宗久（みょうちんそうきゅう）。兜は室町時代末期、鎧全体は江戸時代中期頃。室町末期から戦国期に兜の形式に変化が見られますが、前回の兜と本兜を比較するとその一端が窺われます。

小具足については、前立はまへだて卍。吹返はふきかえし紋有り。鍔はしころ五段紺糸素懸威（すがけおどし）。面頬は垂三段素懸威。袖は七段紺糸素懸威。箆手は七本篠箆手。胴は桶側二枚胴・采配の環付。草摺は七間五段紺糸素懸威。佩盾は伊予佩盾。臑当は七本篠。



## 甲 冑 三十二間筋兜桶側胴具足

村上の旧家（商家）に伝来する甲冑で、兜は、筋兜三十二間  
鎔地塗（さびじぬり）。兜・鎧全体とも江戸時代初期の頃の作  
になります。

小具足については、前立は雲。吹返は鎔地塗。鍔は五段当世  
鍔（しころ）紺糸威（おどし）。面頬は垂三段紺糸威。袖は七  
段切付小札（こざね）。箆手は小篠（こしの）箆手。胴は桶側  
二枚胴・鼻紙入付。草摺は七間五段切付小札・鎔地塗紺糸毛引  
威。臙当は七本篠。残念ながら佩盾は欠落しています。



## 甲 冑 八間筋兜桶側胴具足

旧村上藩士伝来の甲冑で、兜は、筋兜八間。兜・鎧とも全体は江戸時代中期頃の作になります。

小具足については、前立は三日月。吹返は透かし紋有り。鍔は饅頭・板物五段紺糸威。面頬は垂三段素懸威。袖は七段紺糸素懸威。箆手は七本篠箆手。胴は桶側二枚胴。草摺は七間五段紺糸素懸威。佩盾は伊予佩盾。臑当は七本篠。



## 甲 冑 和製南蛮胴具足

本館に隣接する重要文化財若林家住宅の所有者若林家に伝来する甲冑で、兜は、頭形（ずなり）兜の一種で桃形（ももなり）兜といいます。頭形兜は室町末期から戦国時代に広く使用されました。兜・鎧とも江戸時代中期頃の作になります。

小具足については、前立は卍。鍔は当世五段素懸威。面頬は猿頬（さるぼう）・垂三段素懸威。袖は七段萌黄素懸威。箆手は五本篠箆手。胴は抱取一段仏胴。草摺は七間五段萌黄素懸威。臍当は七本篠。残念ながら佩盾は欠落しています。



## 甲 冑 片町庚申堂所有具足

村上市内片町にある庚申堂什物で本館がお預かりしているものです。いつの時代にか庚申堂に奉納されたものと思われます。

兜は突盔形(とっぱいなり)六枚張金漆箔。鍔は板物三段鍔、前立は角を有する獅子噛み。胴は金蒔絵仏胴(ぶつどう)具足(青漆塗前面に鍾軌の金平蒔絵有り。胸に三ヶ所「丸に揚羽蝶」の紋を金蒔絵する)。丸に揚羽蝶は平氏出身の象徴とされています。室町時代中期の作で、特に東山文化を窺うことのできる貴重な資料です。



## 武 具 村上藩御貸（おかり）具足

藩が貸与するので御貸具足(御借（おかり）の意味ですが貸す立場から御貸の字を用います。)といひます。足軽具足・徒歩（かち）具足ともいひます。

形式は簡素なもので、桶側二枚胴と四枚の板物素懸威の草摺、胴には村上内藤藩の紋「卍」が大きく描かれています。(卍紋は裏紋ともいわれ、内藤家の表紋は下がり藤です。)

走りやすいように脛当・佩盾はありません。兜はなく陣笠でした。平常はお城の具足倉に保管され、必要に応じて貸与されました。



## 武 具 上藩御貸（おかり）鉄砲（洋式銃）

村上藩は幕末、洋式兵法を採用しますが、村上藩で使用していたのは旧式の先込式（さきごめしき）単発銃でした。その頃長州藩では元込式（もとごめしき）単発銃や連発銃で装備していました。明治5年に村上藩で使用したと思われる兵器が払い下げになりますが、その中に、和小銃（火縄銃）41丁、ゲベール銃248丁、施条（せじょう）銃40丁とあります。写真の上・中はゲベール銃で国産とオランダ製、下はアメリカ・コルト社製の先込式ミニエー銃（施条銃・ライフル）といわれるものです。

